

石巻市社会教育及び社会体育施設における新型コロナウイルス感染拡大防止対策に関する基本方針

1 はじめに

本基本方針は、本市の社会教育施設及び社会体育施設（以下「施設」という。）における感染拡大防止対策について、石巻市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）の決定事項に基づくほか、国及び宮城県の新型コロナウイルス感染症対策内容等を参考に実施すべき基本的事項を定めるものである。

2 基本的な考え方

施設への来館者や利用団体、利用個人者（以下「利用者」という。）及び施設職員や運営に関わる民間事業者（以下「職員等」という。）は、施設において自己への感染と他人への感染をさせないためにも、「新しい生活様式」や感染リスクが高まる「5つの場面」等の内容を踏まえた行動が求められる。

施設管理者は、新型コロナウイルスの主な感染経路である「接触感染」と「飛沫感染」について、利用者及び職員等への動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、施設の規模や利用形態を十分に踏まえ、「密閉・密集・密接」（以下「3密」という。）の発生防止を図る。

また、施設管理者は、本基本方針及び業種別感染予防ガイドラインを踏まえた感染拡大防止ガイドラインを策定し、対策を講ずるものとする。

指定管理施設については、指定管理者に対し本基本方針及び業種別感染予防ガイドラインを踏まえた感染拡大防止ガイドラインを策定し、適切に対策を講ずるよう求めるものとする。

3 感染拡大防止対策における基本的事項

施設管理者は、施設の運営と利用者及び職員等の行動様式におけるリスクを想定した場面毎の感染拡大防止対策を講ずるものとする。

(1) 利用者が遵守すべき基本的事項

施設管理者は、利用者に対し、下記の事項を遵守させるものとする。

なお、これらを遵守できない場合は、他の利用者の安全を確保する等の観点から、施設予約の取消や退館等を求める場合がある旨を周知するものとする。

① 以下の事項に該当する場合は、自主的に施設の利用を見合わせること。

- ・ 来館前に検温を行い、37.5度以上の発熱があった場合（または平熱比1度超過）
- ・ 息苦しさ（呼吸困難）、だるさ（倦怠感）、嗅覚や味覚の異常、軽度であっても

咳・咽頭痛などの症状がある場合

- ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

- ② 運動やスポーツを行っている場合を除き、マスクを着用すること。
- ③ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
- ④ 他の利用者、職員等との身体的距離としては、十分な人と人との間隔（1m）を確保すること（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く。）。
また、運動やスポーツの場合は、その種類を問わず休憩中の場合も含め、周囲の人とはできるだけ2mの距離を確保すること。
- ⑤ 施設利用中やイベント参加中に大声での会話や声援、応援等（ラッパ等の鳴り物の使用）をしないこと。
- ⑥ 利用終了後14日以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに報告すること。
- ⑦ 施設利用の前後や休憩時間などの交流等を極力控え、施設利用中は、施設管理者が実施または指示する換気方法に従うこと。
- ⑧ 施設内での食事は、接触感染と飛沫感染防止のため、自粛すること。
- ⑨ 施設利用後に新型コロナウイルス感染が判明した場合は、保健所から感染経路及び濃厚接触者特定のための施設利用者に関する情報提供を求められることから、主催者又は代表者は、施設利用者全員分の氏名、住所、連絡先等を記載した名簿を作成し、保管すること。保管期間は、個人情報の取扱いに十分留意し、施設利用日から1か月を目途とすること。
なお、個人利用者については、施設管理者が定める「利用者情報提供書」に氏名、住所、連絡先等を記載し、施設管理者に提出すること。
- ⑩ 施設の「利用のしおり」の記載事項を遵守すること。

（2）職員等の安全確保のための基本的事項

施設管理者は、職員等に対して出勤前の検温や健康記録を促して健康状態等を把握し、職員等が下記のいずれかに該当した場合には、医療機関又は保健所等での受診や検査を勧奨するものとする。

また、施設管理者はそれらの結果について、石巻市個人情報保護条例等に基づき適正に取り扱うものとする。

- ① 37.5度以上の発熱があった場合（または平熱比1度超過）
- ② 息苦しさ（呼吸困難）、だるさ（倦怠感）、嗅覚や味覚の異常、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合
- ③ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる者が発生した場合
- ④ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

(3) 施設運営にあたっての基本的事項

施設管理者は、安全・安心な施設の運用を行うため以下の手段を講じる。

① 利用者情報の把握と管理の徹底について

- ・施設利用後に新型コロナウイルス感染が判明し、保健所から感染経路及び濃厚接触者特定のための施設利用者に関する情報提供を求められる場合に備え、施設利用団体に対しては、主催者又は代表者が施設利用者全員分の氏名、住所、連絡先等を記載した名簿を作成し、保管するよう要請すること。
- ・個人利用者に対しては、氏名、住所、連絡先等を記載した「利用者情報提供書」を提出するよう要請すること。
- ・提出された「利用者情報提供書」の保管期間は施設利用日から1か月を目途とし、その期間を過ぎた場合は適切に処分すること。
- ・当該個人情報、石巻市個人情報保護条例等に基づき、適切に取り扱うこと。

② 利用者の健康状態について

- ・施設利用者の健康状態の把握に努め、症状に応じて退館等を求めること。

③ 利用者への配慮について

- ・利用者の属性（妊婦、高齢者等）に配慮した、より慎重で徹底した対応を行うこと。

④ 利用内容に応じた自粛の要請について

- ・感染防止のため、大声での会話や声援、歌唱、応援等（ラッパ等の鳴り物の使用）や近接した距離での会話・密着・食事を伴う使用のほか、食事を提供するイベントは自粛を要請すること。
- ・運動やスポーツの場合は、その種類を問わず休憩中の場合も含め、周囲の人とはできるだけ2mの距離を空けるよう、看板等の設置やチラシの配布により周知を図ること。

⑤ 利用施設ごとの利用人数について

- ・利用施設ごとに利用人数の上限を設け、3密を回避すること。
- ・利用人数の上限については、対策本部決定事項に基づくこと。

⑥ 利用時間について

- ・必要最小限の利用時間にとどめるよう要請すること。

⑦ 感染拡大防止対策の徹底について

- ・咳エチケット、マスク着用（個人で用意）、こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を強く要請すること。
- ・室内においては1～2時間毎に5分～10分程度の換気を徹底し、施設利用者に対して、施設管理者が実施または指示する換気方法に従うよう要請すること。

⑧ 更衣室の利用方法について

- ・プール利用時においては、「密集防止」のため自宅で水着に着替えてからの来場を基本とするよう事前周知に努めること。

また、着替えを終えたら速やかに更衣室から退室するよう注意喚起を行い、入れ替え時間を通常よりも長く設けるなどにより、接触感染と飛沫感染防止に努め

ること。

- ⑨ フリースペース（談話室・ギャラリー等）の利用方法について
 - ・接触感染と飛沫感染防止のため、3密を回避する対策を講じ、必要最低限度の利用とするよう周知すること。
- ⑩ 施設管理の徹底について
 - ・館内の換気と屋内外施設（トイレ・階段手すり・水道蛇口等も含む）及び器具（貸し出し器具も含む）の清掃・消毒を施設利用の都度行うなど、感染拡大防止対策を徹底すること。
 - ・施設内外におけるゴミの取扱いや回収方法に細心の注意を払い、ゴミ回収後の手洗い、うがいの徹底を行う。
- ⑪ コンサートや演劇、講演会、スポーツ大会、各種イベント等（以下「イベント」という。）の主催者に対する要請について
 - ・イベントの開催に向け、業種別の感染拡大予防ガイドラインや上部団体の指針等を踏まえた感染拡大防止対策の徹底を要請すること。
 - ・イベントの開催にあたりリスク評価を行い、その結果、具体的な対策を講じても十分な感染予防ができないと判断される場合は、イベント開催の中止又は延期を要請すること。
- ⑫ 利用施設に対する見廻りの実施について
 - ・見廻りにより、②～⑨の状況の把握に努め、適切な指導を行うこと。
 - また、事業の主催者等に同様の要請をすること。
- ⑬ 施設の利用制限について
 - ・同日内における同一施設の利用については、施設利用後の消毒の時間を十分に確保できる場合に限り、他の利用に供することができること。
 - ・予約受付の際には、感染の広がり状況や国県の動向等を踏まえ利用中止もありえる旨の周知を徹底すること。
 - ・利用者及び職員等から新型コロナウイルス感染者であることの申し出があった場合は、保健所の指導等による施設の消毒が完了するまで一時的に全部又は一部を閉館すること。
- ⑭ 「利用者のしおり」の作成について
 - ・感染拡大防止の徹底を図るため、申請受付時に3（1）①～⑨の内容を記載した「利用者のしおり」を渡し周知をすること。
- ⑮ 各種情報発信の徹底について
 - ・施設管理者は、ガイドラインをはじめ、新型コロナウイルス感染症対策に関する情報の発信に努め、利用者に遵守の徹底を図ること。

4 適用期間

本基本方針の適用は、令和2年12月1日から適用する。ただし、今後の対策本部決定事項や国県の動向等を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。